⒂　社債の引受け及び社債管理の委託

［ａ～ｄ　略］

ｅ　社債管理補助者を設置する場合には、「社債管理者の名称」の欄に社債管理補助者の氏名又は名称及び社債管理補助者である旨を記載すること。

ｆ～ｈ　［略］

［⒃～⒁　略］

⒂　組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第二号の六様式の記載上の注意⑴から⑼まで（株式交付に際して本届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意⑹を除く。）に準じて記載すること。

⒃　主要な経営指標等の推移

ａ　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度。）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

［(a)～(k)　略］

(l)　自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(m)　自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

［(n)～(t)　略］

［ｂ～ｄ　略］

［⒄～⒆　略］

⒆　監査の状況

ａ　［略］

ｂ　監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

［(a)～(d)　略］

(e)　提出会社が最近事業年度の末日において会社法第２条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が同法第399条第１項の同意をした理由を記載すること。

［⒇～⒇　略］

⒇　経営上の重要な契約等

［ａ・ｂ　略］

ｃ　最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下ｃにお

⒂　社債の引受け及び社債管理の委託

［ａ～ｄ　同左］

［加える。］

ｅ～ｇ　［同左］

［⒃～⒁　同左］

⒂　組織再編成（公開買付け）に関する情報

第二号の六様式の記載上の注意⑴から⑼までに準じて記載すること。

⒃　主要な経営指標等の推移

ａ　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度。）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

［(a)～(k)　同左］

(l)　自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(m)　自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

［(n)～(t)　同左］

［ｂ～ｄ　同左］

［⒄～⒆　同左］

⒆　監査の状況

ａ　［同左］

ｂ　監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

［(a)～(d)　同左］

(e)　提出会社が最近事業年度の末日において会社法第２条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役会（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が同法第399条第１項の同意をした理由を記載すること。

［⒇～⒇　同左］

⒇　経営上の重要な契約等

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は